

# 健やかほうふ21計画（第2次）策定委員会設置要綱

平成26年6月1日制定

## （目的及び設置）

第1条 「健やかほうふ21計画（第2次）」（以下「計画」という。）を策定するにあたり、広く市民の意見、提言等を計画に反映するため、「健やかほうふ21計画（第2次）策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

## （組織）

第2条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 民間団体等の代表者
- （3） 行政機関関係者
- （4） 公募による者

## （任期）

第3条 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （会長及び副会長）

第4条 委員会の会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## （会議）

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要と認める場合において、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

## （専門部会）

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員で構成される。

## （庶務）

第7条 委員会の庶務は、保健こども部健康増進課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。